

届け出と証明

本人確認について

本人確認書類の例 有効期間内の原本が必要です

1 顔写真付き

- 運転免許証 旅券(パスポート)
- マイナンバーカード 住民基本台帳カード(Bタイプ)
- 在留カード 身体障がい者手帳 療育手帳
- 特別永住者証明書(みなされる旧外国人登録証明書) など

2 顔写真無し

- 各種健康保険被保険者証 共済組合員証
- 各種年金証書(手帳) 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証 など

詳しくはこちらで確認してください。

| | | | | | |
|-----------------------|-------------|--|--|--|--|
| 住民異動の届出 | ①を1点または②を2点 | | | | |
| 戸籍や住民票に関する証明書の交付申請 | ①を1点または②を2点 | | | | |
| 婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の届出 | ①を1点または②を2点 | ただし、本人確認ができなかった場合や使用者による届出、休日・夜間の届出の場合は、郵送で当事者に届出のあったことを通知します。 | | | |
| 印鑑登録及び廃止手続き | ①を1点または②を2点 | 本人による申請 ①を1点で即日交付 ②のみでは、後日届く照会書と②を2点(即日交付はできません。) 印鑑登録の手続きの際、本人確認書類を複写させていただきます。 | | | |
| 印鑑登録証明の交付申請 | 印鑑登録証 | | | | |

戸籍に関する届け出

市民課 ☎870-4011

| 種類 | 届出期間 | 届出人 | 届出地 | 必要なもの | 関連する手続き |
|-----|-------------------------------|---|---|--|--|
| 出生届 | 生まれた日から14日以内 | 父または母など | 子の ●本籍地 ●出生地 ●届出人の ●所在地 | ●出生届書(出生証明書) ●親子(母子)健康手帳 | ●国民健康保険 ●児童手当 ●子ども医療費助成 【必要なもの】 保険証などの証書 |
| 死亡届 | 届出人が死亡の事実を知った日から7日以内 | 同居の親族 同居していない親族 同居者など | 死亡した人の ●本籍地 ●死亡地 ●届出人の ●所在地 | ●死亡届書(死亡診断書または死体検案書) | |
| 婚姻届 | — | 夫と妻 ●成人の証人2人の署名が必要 ●未成年者で生年月日が平成18年4月1日までの女性の場合は父母の同意書が必要 | 届出人の ●本籍地 ●所在地 | ●婚姻届書 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (本籍地が大東市以外の人のもの) ●本人確認ができる書類(上述) ●マイナンバーカード(個人番号カード) または通知カード | ●国民健康保険 ●介護保険 ●国民年金 【必要なもの】 保険証などの証書 |
| 離婚届 | 〈協議離婚のとき〉 | 夫と妻 成人の証人2人の署名が必要 | 届出人の ●本籍地 ●所在地 | ●離婚届書 ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (本籍地が大東市以外の人)の書類 ●本人確認ができる書類(上述) ●マイナンバーカード(個人番号カード) 【裁判離婚のときは下記のいずれか】 ●調停調書の謄本 ●和解調書の謄本 ●認諾調書の謄本 ●審判書の謄本と確定証明書 ●判決書の謄本と確定証明書 | |
| | 〈裁判離婚のとき〉 成立または確定の日から10日以内 | 申立人 または 訴えの提起者 | | | |
| 転籍届 | — | 筆頭者と配偶者 | 届出人の ●本籍地 ●新本籍地 ●所在地 | ●戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (新旧ともに本籍地が大東市内のときは不要) | — |

※当該人が外国籍の場合や海外で事件が発生した場合は、必要なものや届出期間などが異なります。詳しくはお問い合わせください

住民票に関する届け出

市民課 ☎870-4011

| 種類 | 届出期間 | 必要なもの | 関連する手続き |
|-------|---|---|--|
| 転入届 | 他の市町村から引っ越してきたとき 転入した日から14日以内 | ●前住所地の市町村が発行した転出証明書 ●本人確認ができる書類(P36) ●マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(お持ちの人) ●在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人) | ●国民健康保険 ●介護保険 ●国民年金 ●児童手当や保育などの福祉 ●子ども医療費などの助成 ●学校などの教育 【必要なもの】 印鑑、保険証などの証書 |
| 転居届 | 市内で引っ越したとき 転居した日から14日以内 | ●本人確認ができる書類(P36) ●マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(お持ちの人) ●在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人) | |
| 転出届 | 他の市町村に引っ越すとき 転出する日まで | ●本人確認ができる書類(P36) ●マイナンバーカード(個人番号カード)または住民基本台帳カード(お持ちの人) ●印鑑登録証(お持ちの人) | |
| 世帯変更届 | 世帯主を変更したり、世帯分離・合併したとき 変更があった日から14日以内 | ●本人確認ができる書類(P36) | |

※病気などで、やむを得ず代理人が手続きをする場合は、委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です

外国人住民の住民票などに関する手続き

- 在留カードに係る手続きは地方出入国在留管理官署、特別永住者証明書に係る手続きは市町村となります。
- 転出の際には転出届が必要となり、転入時には転出証明書が必要となります。
- 外国籍(特別永住者を除く)を有する人の在留資格や期間などの変更に係る届け出は、地方出入国在留管理官署となります。

証明書

市民課 ☎870-4011

| 種類 | 手数料 |
|----------------------|---------|
| 戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄・抄本) | 1通 450円 |
| 除籍謄・抄本、原戸籍謄・抄本 | 1通 750円 |
| 戸籍の附票の写し | 1通 300円 |
| 住民票の写し、住民票記載事項証明書 | 1通 250円 |
| 印鑑登録証明書 | 1通 300円 |
| 市・府民税課税(所得)証明書 | 1通 300円 |

請求できる人

- 戸籍証明書…本人・配偶者・直系血族の人・戸籍に記載のある人
- 住民票…本人・同一世帯の人
- 課税証明書…本人・同居の親族(課税課でも発行しています)
- その他の人は委任状などが必要です。
- 印鑑登録証明書…印鑑登録証(カード)を持参した人

必要なもの

- 本人確認書類(P36)



〈広告〉

印鑑登録

② 市民課 ☎870-4011

◆印鑑登録の手続き

印鑑登録のできる人

大東市に住民登録をしている15歳以上の人。

印鑑登録申請

登録したい印鑑を持参してください。申請後本人宛てに照会書を郵送します(病気などで、やむを得ず代理人が登録するときは委任状が必要です)。

印鑑登録証の交付

郵送されてきた照会書に本人が署名・押印して、もう一度窓口に来て受け取ります。

なお、申請のとき、本人が顔写真の貼付された有効な証明書(運転免許証などの官公署が発行したもの)の原本を持参したときは、照会書は郵送されず、申請のときに受け取ります。

印鑑登録証・登録印をなくしたとき

印鑑登録証・登録印をなくしたり、印面が変形したときには届け出てください。

印鑑登録を廃止したいとき、登録印を改印したいとき

印鑑登録証・印鑑・有効な本人確認書類(P36)の原本を持参して印鑑登録廃止届を出してください。改印するには、廃止後新たに登録の手続きをしてください。

印鑑登録の自動的廃止

転出などで大東市に住民登録がなくなったとき、成年被後見人などになったとき、婚姻などで氏名の変更があり登録印との不整合が生じたときは登録されている印鑑登録は自動的に廃止になります。

| 登録できる印鑑 | 登録できない印鑑 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 1辺が8mm以上、25mm以内 ● 変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの(ゴムなどは不可) ● 住民票に記載されている氏名(氏または名だけでもよい)を文字で表しているもの ● 世帯の中で類似していない印鑑など | <ul style="list-style-type: none"> ● 文字が判読できないもの ● 輪郭がなく白抜きのもの ● 住民票上にない文字を併記したもの ● 氏名以外の文字(屋号など)や模様が入ったもの ● 外枠が欠損したもの |

本人通知制度

② 市民課 ☎870-4011

住民票や戸籍謄本などの不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の防止や抑止を目的として、住民票や戸籍謄本などを本人の代理人および第三者に交付したときに、登録をした人に交付したことを通知する「本人通知制度」を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

住民基本台帳事務における支援措置制度

② 市民課 ☎870-4011

DV、ストーカー行為などの被害者を保護するための支援措置として、加害者からの所在確認を目的とした、住民票の写し、戸籍の附票などの交付請求を制限する制度です。

支援措置内容

- 加害者からの住所確認を目的とした、次の請求を制限します。
- 住民票の写しの交付
 - 戸籍の附票の写しの交付
 - 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの証明書を受け取ることができます。

利用には、「利用者証明用電子証明書」が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

| 種類 | 交付可能な条件 | 交付可能な時間帯 | 手数料 |
|-------------------|---|----------------|--------|
| 住民票の写し、住民票記載事項証明書 | マイナンバーカード登録者本人または本人と同一世帯のものに限る。最新情報のみの記載。除票は交付不可。マイナンバーの記載可 | 午前6時30分から午後11時 | 1通250円 |
| 印鑑登録証明書 | 大東市で印鑑登録されているマイナンバーカード登録者本人のものに限る | | 1通300円 |
| 市・府民税課税(所得)証明書 | 大東市で課税されているマイナンバーカード登録者本人のものに限る。現年度分のみ交付可 | 午前8時から午後8時 | 1通450円 |
| 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) | 住民票および本籍が大東市にあるマイナンバーカード登録者本人または本人と同一戸籍のものに限る。除籍や原戸籍は交付不可 | | |
| 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) | | | |
| 戸籍の附票の写し | 住民票および本籍が大東市にあるマイナンバーカード登録者本人または本人と同一戸籍のものに限る。除附票や原附票は交付不可 | | 1通300円 |

※届出内容によっては、証明書への反映までに日数がかかったり、交付できない場合があります

※年末年始(12月29日から1月3日)およびメンテナンス日は休止日です

利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどの全国のコンビニエンスストアなど

※キオスク端末(マルチコピー機)が設置されている店舗に限りです

窓口混雑情報配信 受付順番予約サービス

② 市民課 ☎870-4011

スマートフォンやパソコンを使って市民課の窓口の混雑状況や、受付予約、順番お知らせメールを受け取るなどのサービスを実施しています。

住居表示に関する届け出

② 市民課 ☎870-4011

住居表示実施地区に家屋などを新・改築するときには、新築・改築届(住居番号を付けるための届け出)が必要です。付近見取図、建物平面図を持参の上、届け出てください。

マイナンバーカード・公的個人認証サービス

② 市民課 ☎870-0457

◆マイナンバーカード(個人番号カード)

自分のマイナンバー(個人番号)の証明と本人確認書類として使用できるカードが作れます。

申請できる人

大東市に住民票のある本人に限ります(15歳未満の人は法定代理人)。

申請方法

通知カード表面の本人情報に変更がない人は同封の申請書に必要事項を記入し、証明書用写真を貼り、地方公共団体情報システム機構へ郵送するか、スマートフォンまたはパソコンで申し込みます。

住所や氏名などを変更している人は住民登録のある役所で新しい申請書を発行します。

受け取り方

カードは市民課に届きます。受け取り案内の通知をご本人に送りますので、ご本人が市民課窓口まで受け取りにお越しください。

持ってくるもの

受け取り案内の通知でご確認ください。

手数料

当面の間、初回に限り無料。紛失などでの再交付は800円。

◆公的個人認証サービス(電子証明書)

インターネットを通じてさまざまな行政手続きを行う場合に必要になる電子証明書を発行しています(有効期限:マイナンバーカード発行から5回目の誕生日または在留期限)。

引っ越しによる住所変更および戸籍届け出などによる氏名・性別・生年月日を変更した場合は無効になる電子証明書があります。

申請方法

電子証明書はマイナンバーカードに標準で登録されています。ただし、カードを受け取る時に電子証明書を不要と申し出た人は、新たに登録しますのでご本人がマイナンバーカードを市民課までお持ちください。

手数料

再登録時(有効期間経過後の再登録を含む)200円

パスポート申請

② 市民課 ☎870-4011

申請できる人

日本国籍を有し、大東市に住民登録をしている人、または大東市に住民登録はないが、通勤、通学などの理由で実際に大東市に居住している人。

なお、大東市に住民登録がない人は、申請時に通常必要となる書類に加え、現在の住民票と大東市に居住していることを証明する書類(賃貸契約書のコピーや居所に届いた郵便物など)が必要です。

取扱業務

一般旅券の申請受付と交付および紛失などの届出(大東市で申請した人は大東市での受け取りになります。パスポートセンターで受け取ることはできません)。

受付時間

申請…午前9時～午後4時30分

受け取り…午前9時～午後5時30分

※土・日曜日、祝日、年末年始は受け付けしていません

申請に必要な書類

- 一般旅券発給申請書
- 戸籍謄本または抄本(※)
- 本人の顔写真(※)
- 本人確認書類(P36)
- 前回取得したパスポート(取得している人のみ)
- 住民登録のない居住地の申請では住民票と居住実態を証明する書類(※)

上記※印は、いずれも発行から6か月以内のものに限りです。また、状況に応じてその他にも書類が必要な場合があります。

申請から受け取りまでの所要日数

| | |
|----------------------|----------------|
| 新規申請・切替申請・記載事項の変更の場合 | 申請日を含めた、10営業日後 |
| 査証欄の増補の場合 | 申請日を含めた、6営業日後 |

手数料

| 種類 | 国手数料 | 大阪府手数料 | 合計 |
|-----------------|---------|--------|---------|
| 10年旅券(申請時20歳以上) | 14,000円 | 2,000円 | 16,000円 |
| 5年旅券(申請時12歳以上) | 9,000円 | 2,000円 | 11,000円 |
| 5年旅券(申請時12歳未満) | 4,000円 | 2,000円 | 6,000円 |
| 記載事項の変更 | 4,000円 | 2,000円 | 6,000円 |
| 査証欄の増補 | 2,000円 | 500円 | 2,500円 |

注意点

- パスポートの受け取りは申請者本人のみです。
- 交付手数料は受け取り時にお支払いください。